

記載要領等	事業用資産に関する明細書（継続届出用）
-------	---------------------

《使用目的等》

この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 9 項又は第 70 条の 6 の 10 第 10 項の規定により贈与税又は相続税の納税の猶予を引き続き受ける場合における継続届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が 2 以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

※ 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 6 項又は第 70 条の 6 の 10 第 6 項の承認を受けている場合には、この明細書の提出は不要です。

《記載要領》

1 「1 特例（受贈）事業用資産の明細」の各欄は、次のとおり記載してください。

- (1) 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。
- (2) 「面積」欄は、特例（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。
- (3) 特例事業受贈者又は特例事業相続人等が、特例（受贈）事業用資産の廃棄をした場合において租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 18 項又は第 40 条の 7 の 10 第 15 項の届出をしているときは、その届出に係る特例（受贈）事業用資産を含めて記載してください。

なお、この場合の「所在場所」欄は、「廃棄」と記載してください。

(注) 1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日をいいます。

2 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

- (1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 2 号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 10 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 2 号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。
- (4) 「贈与时（相続時）の価額」欄は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。

ただし、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 18 項又は第 70 条の 6 の 10 第 19 項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定による認可決定日における価額を記載してください。

- (5) 「前の贈与者の氏名」欄は、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の全部又は一部の贈与が贈与者の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 14 項第 3 号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合に、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 3 項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。以下同じです。）の氏名を記載してください。

2 「2 特例受贈事業用資産の内訳」は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8）の適用を受けている場合において、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の全部又は一部が免除対象贈与であるとき（当該報告基準日の直前の特例贈与報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に特例受贈事業用

＜事業用資産に関する明細書（継続届出用） 記載要領等＞

資産の明細に変更があった場合に限り。）に、次のとおり記載してください。

- (1) 特例事業受贈者が贈与者から贈与を受けた特例受贈事業用資産について、贈与者の免除対象贈与に係るものと、それ以外のものとに区分して記載してください。
- (2) 「免除対象贈与に係るもの」欄は、前の贈与者が異なるものごとに、記載してください。
- (3) 「贈与時の価額の合計額」欄は、免除対象贈与に係る前の贈与者が異なるものごと、及びそれ以外のものについて、「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄の「贈与時（相続時）の価額」欄の金額を、それぞれ合計し、記載してください。